

仕様書番号	4050
作成年月日	令和4年8月26日

(4) 3号建物衛生設備改修工事

件名	(4) 3号建物衛生設備改修工事		
図面	表紙	縮尺	-
高田駐屯地業務隊管理科		図面番号	1/22

## 共通仕様書

### 1 総則

本工事の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書最新版並びに関係規則を順守する。

### 2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議する。

### 3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本産業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの規格の制定にないものについては、監督官の指示を受ける。

### 4 水道電気料等の使用

本工事に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。但し、本工事で使用する水道電気料等は特記による。

### 5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに工事に関する諸法規、自衛隊の規定を順守し、工事の円滑なる進捗を図る。

### 6 発生材等の処置

本工事により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記による。

### 7 竣工検査

本工事が完了したならば、監督官に申し出て検査官の竣工検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受ける。

### 8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払う。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施す。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償する。

### 9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあっては、命綱をとる等、適宜な措置を講じなければならない。

### 10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用する。

### 11 工程表及び工事計画

請負者は、作業前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び工事計画について承認を得る。

### 12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出する。

### 13 写真撮影

請負者は、作業前、作業中、作業後及び作業後に隠蔽となる箇所並びに材料検査等の状況を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出する。その際、「営繕工事写真撮影要領（令和3年改定）」（国土交通省大臣官房営繕部整備課）に従うこと。

件名	(4) 3号建物衛生設備改修工事		
図面	共通仕様書	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	2/22

特記仕様書

1 工事件名

(4) 3号建物衛生設備改修工事

2 工事場所

新潟県上越市南城町3-7-1 陸上自衛隊高田駐屯地

3 工事概要

衛生設備改修工事 一式

4 工事内容

(1) 仮設工事

- ア 工事場所の周囲には立入禁止等の処置を講ずること。
- イ 工事に先立ち、施工場所及び搬出入路を養生し、既存施設等に損傷を与えないよう十分注意すること。  
また、整理清掃を行った後に、竣工検査を受けること。
- ウ 工事に足場を使用する場合は脚立足場とする。

(2) 建築工事

- ア 新設する天井材は、次のとおり。  
石膏ボード…t9.5mm、準不燃性(JIS S 6901)
- イ 天井点検口の詳細な取付位置は、監督官の指示による。
- ウ 洋式大便器撤去跡はモルタル下地調整の上、磁器質モザイクタイル（既存同等）で補修すること。

(3) 機械設備工事

- ア 本工事は「上越市指定給水装置工事事業者」及び「上越市下水道排水設備指定工事店」の資格を有する者が施工するものとし、施工前にその免状を監督官に提示すること。
- イ 配管の施工に先立ち、事前調査を十分に行い既設設備との関連事項を詳細に検討し、勾配・接続位置等を考慮してその他へ影響を及ぼさないよう施工すること。
- ウ 施工前に、本仕様書に基づく「施工計画図（様式随意）」及び新設する衛生設備の型番を記載した「承認図（様式随意）」を監督官に提出し、官側の承諾を得た後に施工を開始すること。
- エ 工事に伴う断水、騒音、振動、粉塵の発生する作業の日程については監督官と入念に協議し、施工する1か月前までに監督官に報告すること。
- オ 請負者は監督官と打ち合わせ後、速やかに工事工程表を監督官に提出すること。
- カ 本工事で新設する衛生設備は下記のとおり。

名 称	規 格	数 量
化粧洗面台	TOTO製 化粧台(2枚厚タイプ) LDPB075BAGEN2A	3
	電気温水器(湯ポッドキット6L) RESKD6AI	3
	止水栓(壁) LTL4C11U	3
	三面鏡(LED・エコ有) LMPB075A3GDC1G	3
	又は同等品以上	
洋式大便器	TOTO製 床置床排水大便器 CS597BMS	3
	密結タンク SH596BAYR	3
	温水洗浄便座 TCF5830AUS	3
	紙巻器	3
	又は同等品以上	
洗濯機パン	TOTO製 洗濯機パン PWP800N2W	1
	縦引きトラップ PJ2009NW	1
	洗濯機用水栓(床排水タイプ) TW15R	1
	又は同等品以上	

キ 横枝管等が合流する場合は必ず45°以内の鋭角をもって水平に近く合流させること。

ク 排水管の勾配は1/100以内とし、配管支持架台の間隔は、2m以内とすること。

件 名	(4) 3号建物衛生設備改修工事		
図 面	特記仕様書	縮 尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	3/22

- ケ 通気管は、排水枝管等より垂直に取り出すこと。
- コ 新設する洋風便器は、付属する取付ねじにより、がたつきがないよう設置するとともに既設給水管及び排水管に接続する。
- サ 配管の接合前に既設管内部の錆、汚れ、ごみ等を除去した後に接合すること。
- シ 断水を伴う作業は着工1か月程度前に官側と入念に協議してから実施すること。
- ス 配管切替前に水圧試験を実施し、試験結果を「試験結果報告書(様式随意)」にまとめて監督官に提出すること。

(4) 電気設備工事

- ア 請負者は、施工にあたり第1種又は第2種電気工事士の資格保有者を施工に充てるものとし、その免状の写しを監督官へ提示する。
- イ 配線工事に際しては既設現況を良く確認し、既設設備等に影響がないように施工すること。
- ウ 新設する電線が防火区画を貫通する箇所の施工は、建築基準法施工令第129条の2の5に示すところにより、貫通処理を行う。
- エ 3号建物2階EPS(2L-2盤)内に屋内壁掛型分電盤(10回路)を新設する。
- オ 本工事により新設するコンセントは新設分電盤(10回路)漏電ブレーカーに接続すること。
- カ 特記のない配線については天井コロガシ配線とする。
- キ 停電作業を実施する場合は、事前に監督官と協議し、作業日を決定すること。
- ク 請負者は、施工完了後速やかに新設衛生設備の試運転確認及び新設電気設備の絶縁・電圧測定を実施し、施工部分に異常が無いことを確認すると共に、その結果を「試運転測定報告書(様式随意)」にまとめて監督官へ提出する。

(4) その他

- ア 本工事は隊員の生活隊舎内で実施するため、施工期間・範囲については本工事による隊員への影響を局限できるよう計画し施工を行うこと。
- イ 請負者は、金属類以外の発生材について「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従い、適切に処分すると共に、処理後、その産業廃棄物管理票(E票)の写しを監督官へ提出する。なお、産業廃棄物管理票及びその他事務に係る費用は請負者の負担とする。
- ウ 施工に必要な電気・水道は請負者の負担により発電機、給水タンク等を設置する。やむを得ず官側の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担によりメーターを設置すること。その支払い方法は別に示す。
- エ 本工事に伴う官公庁との調整、届出手続き及び必要な用紙等の消耗品類等は、すべて請負者の負担とする。
- オ 本工事で行う試験に必要な水道・電気は、官側で負担する。
- カ 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある際は、その都度監督官と協議し、適切な業務に努めること。
- キ 工事関係書類は、監督官の指示するものを遅滞なく提出すること。
- ク 本工事に関する施工保証は、竣工検査合格後1年間とする。

件名	(3) 3号建物衛生設備改修工事		
図面	特記仕様書	縮尺	-
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	4/22